

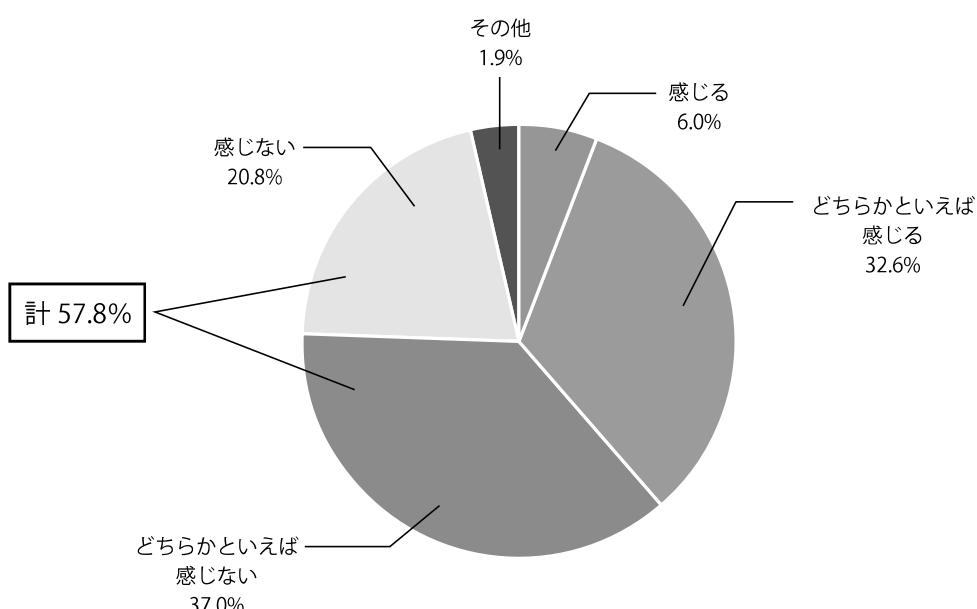
【基本目標 3】 支え合いの輪につなげよう

地域には多種多様な課題がありますが、住民が日常生活の中で、なにか困ったことに直面した時、必要な福祉サービスについての情報がすぐに入手できることや、気軽に相談できる窓口があることが必要です。

しかし、市民意識調査において、「福祉サービスについて欲しいときに欲しい情報がすぐに入手できていると感じるか」について尋ねたところ、「どちらかといえば感じない」「感じない」と回答した人が半数以上でした。(図表 5-2)

また、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応するためには、地域の住民同士の支え合いや見守りだけでなく、地域で生活を続けるため、必要に応じて専門的な支援や専門機関ともつながり、本人と支援者、地域住民との継続的な支え合いの輪につながることも大切です。

図表 5-2 福祉サービスについて欲しいときに欲しい情報がすぐに入手できていると感じるか



そこで、地域で次の 4 つのことを目指していきます。

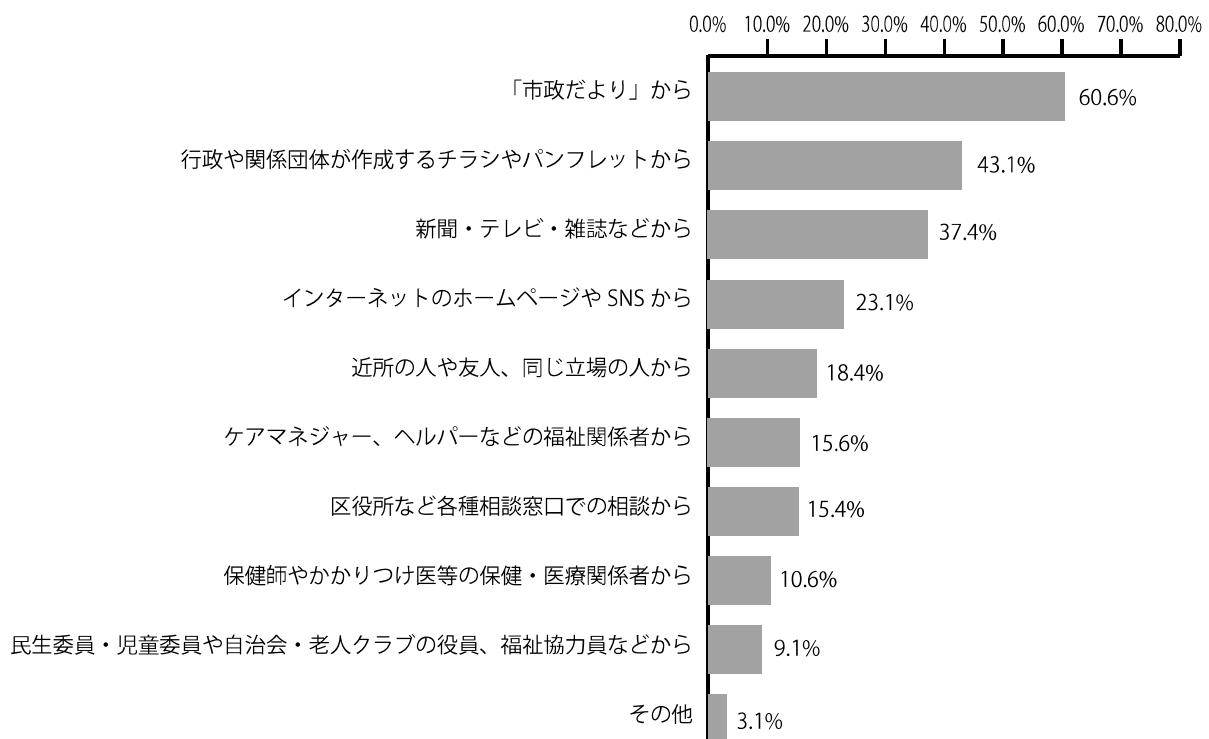
- わかりやすい情報提供を推進する
- 地域住民の複合・複雑な課題に対応するための、包括的な相談支援の体制をつくる
- 制度の狭間にいる人や地域で孤立している人を発見し、助けるための体制をつくる
- 地域で安心して暮らせるための支援の仕組みをつくる

わかりやすい情報提供を推進する

支援を必要とする人が、自分に合った支援につながることができるよう、身近な地域にどんなサービスや地域資源があるのか、相談窓口での情報提供を含め、わかりやすい情報提供の仕組みを検討します。

また、地域において、様々な事業者や団体が福祉サービスの提供や、ボランティアを実施していますが、実際に支援を必要としている人に情報が届いていないこともあります。行政をはじめ事業者やNPO・ボランティア団体等が自ら、積極的な情報発信に努めましょう。(図表5-3)

図表5-3 福祉サービスの情報源



地域住民の複合・複雑な課題に対応するための、 包括的な相談支援の体制をつくる

地域住民の課題は複合化・複雑化しており、相談者の属性・世代に関わらず包括的に相談を受け止め、適切な支援者や支援機関へつながる仕組みが必要です。

本市では、平成20年から、行政が出前主義で地域に出向き、支援を必要とする人が社会的に孤立することがないよう見守り、必要な支援につなげていく取組みである「いのちをつなぐネットワーク事業」を行っていますが、このような既存の仕組みを活かして、本人・世帯の属性にかかわらず受け止め、包括的な相談支援体制づくりを進めます。

地域においては、見守りや気にかけ合う関係を広げ、必要に応じて専門的な窓口や機関へつなぎましょう

また、相談支援機関においても、日ごろから、各相談支援機関の連携を強めながら、サービスを提供する中で本人や家族が抱える他の問題に気付いたときは、各専門の支援機関や事業者につなぐことで、包括的な支援に取り組みます。

制度の狭間にある人や地域で孤立している人などに 支援が届く体制をつくる

「8050 問題」に代表されるひきこもりや、子育てと介護のダブルケア、ヤングケアラーなど課題が複合化・複雑化することで、単独の相談窓口がないなど、いわゆる制度の狭間で必要な支援が届いていない人にも支援を届け、社会とのつながりを回復する支援が必要です。

関係機関等の連携により潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するとともに、必要に応じてアウトリーチによる継続的な支援、社会とのつながりを回復する支援により地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会や役割を生み出す支援の仕組みづくりを進めます。

また、ホームレスの就労・社会参加の支援、犯罪をした人の円滑な社会復帰の支援による再犯防止、自殺対策などの多様化する課題に対してきめ細かな支援を行うため、ホームレス自立支援法や再犯防止推進法、自殺対策基本法などの趣旨を踏まえ、個別計画に基づき地域での取組みを推進します。

地域で安心して暮らせるための支援の仕組みをつくる

判断能力に不安がある高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるためには、地域においての見守り等の活動から支援へつなげることが大切です。

また、高齢者、障害のある人、子どもへの虐待が起きる原因のひとつに、核家族化や地域との関わりが希薄になることで、介護者や保護者に身近に相談する相手がおらず、悩みを一人で抱えてしまっていることがあります。

それぞれの悩みを家庭だけの問題ではなく地域全体の問題としてとらえ、地域での交流や支え合いによって、悩みを抱える人が地域で孤立することのない環境をつくり、支援が必要な人がいることに気づいた場合には、相談支援機関につなぐことによって、早期発見からの支援につなげましょう。

【実現に向けた取組み】

◆判断能力が不十分な人への支援

判断能力に不安がある認知症高齢者や精神障害のある人、知的障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市民や地域及び関係機関との協働により、権利擁護の取組みをさらに推進します。

また、地域における見守り等の活動から支援へつなげるための権利擁護に関する啓発や、高齢者福祉・障害者福祉の関係者をはじめ、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化し、当人の意思を尊重した支援を行います。

【主な取組み】

●権利擁護・市民後見センター らいと（北九州市社会福祉協議会）

〈地域福祉権利擁護事業〉

判断能力が十分でないことにより自身では福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理等を適切に行うことが難しい人を対象に、地域で安心して暮らせるように支援します。
〈法人後見事業〉

身近に適切な後見人等がない人や、個人の後見人等では生活を支えることが難しいニーズのある人を、家庭裁判所から成年後見人等の選任を受け、地域の関係機関・専門職とともに支えます。

●北九州成年後見センター みると

法律専門職（弁護士・司法書士・税理士・行政書士）と福祉専門職（社会福祉士）や老いを支える北九州家族の会がひとつになって、北九州市社会福祉協議会と共に立ち上げた法人で、成年後見制度についての相談対応や、法的に高度な専門性を必要とする場合などの法人後見、権利擁護に関する啓発活動を行っています。

●北九州市成年後見支援センター

本市の成年後見制度の利用を促進するため、令和元年10月、前記「みると」に中核機関業務を委託し、「北九州市成年後見支援センター」を開設しました。中核機関では、法律専門職や福祉専門職などの専門職団体との連携、地域包括支援センターや北九州市社会福祉協議会をはじめとする、これまで培われてきた権利擁護システムを活用した地域連携ネットワークの構築を推進します。

また、地域連携ネットワーク全体で、成年後見制度に関する広報、相談、受任調整、後見人支援の4つの機能の充実と促進に取り組みます。

◆虐待・暴力の予防、早期発見から支援へつなげる環境づくり

高齢者、障害のある人、子どもへの虐待や配偶者への暴力の予防のため、地域において積極的な啓発を行うとともに、「身体・知的障害者相談員」や「保育カウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」など相談・支援の担い手を配置することで、早期発見から支援につなげる環境を作ります。

〈各相談支援機関〉

高齢者	地域包括支援センター
障害のある人	各区の高齢者・障害者相談コーナー 相談障害者基幹相談支援センター
子ども	各区の子ども・家庭相談コーナー 子ども総合センター
DV	各区の子ども・家庭相談コーナー 北九州市配偶者暴力相談支援センター

